



# 特別回報

内航組合員各位

## 内航船保険の保険金額上限引き上げのご案内

組合員の皆さまにおかれましては、内航船保険の保険金額は、各船舶の国際総トン数に基づく船舶油濁等損害賠償保障法に規定する責任限度額等をご考慮のうえ、同法で要求される責任限度額を上回る金額を設定いただいております。

上記責任限度額は SDR（国際通貨基金の特別引出権）を単位として算出されますが、近時の円安の進行により、円建ての責任限度額が上昇する傾向にあります。

内航船保険の保険金額の上限は、これまで 170 億円としておりましたが、国際総トン数大きい船舶（特にカーフェリーや RORO 船）について、円建ての責任限度額が 170 億円を上回る懸念が高まっていることから、今般、180 億円、190 億円および 200 億円の保険金額を新設し、本年 12 月 6 日よりご提供を開始することといたしました。

保険金額を変更される場合には、保険料に変更が生じますので、各契約窓口にご照会ください。

なお、黒油タンカーではない一般船舶の責任限度額は、国土交通省ウェブサイト上の「改正船舶油濁損害賠償保障法に定める責任限度額の計算用シート」（以下リンク）を使って算出することができますが、保険金額について、ご不明な点等がありましたら、各契約窓口にお問い合わせください。

改正船舶油濁損害賠償保障法に定める責任限度額の計算用シート：

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fmaritime%2Fcontent%2F001359618.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

以上